

公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程

制 定 平成17年4月1日規程第69号

最近改正 令和5年4月1日規程第24号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における共同研究費、受託研究費及び奨学寄附金（以下「外部研究費」という。）並びに内部研究費の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「教員」とは、研究活動を行う全ての本学研究者をいう。
- (2) 「民間機関等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人等法令で定める法人その他の者をいう。
- (3) 「共同研究」とは、教員が民間機関等と共通の課題について共同して行う研究で、共同研究Ⅰ、共同研究Ⅱ、共同研究Ⅲ及び共同研究Ⅳからなる。
- (4) 「共同研究Ⅰ」とは、本学において公募する共同研究で、民間機関等から研究者（以下「民間等共同研究員」という。）及び研究の遂行上、必要な経費（以下「研究経費」という。）を受入れて、本学において共同して行う研究をいう。
- (5) 「共同研究Ⅱ」とは、民間機関等からの申込みにより、民間等共同研究員及び研究経費を受入れて、本学又は本学及び民間機関等において共同して行う研究をいう。
- (6) 「共同研究Ⅲ」とは、民間機関等から研究経費を受入れて、本学及び民間機関等において共同して行う研究をいう。
- (7) 「共同研究Ⅳ」とは、民間機関等から研究経費を受入れず、本学及び民間機関等それぞれの役割分担に応じて必要な費用を自ら負担し、本学及び民間機関等において共同して行う研究をいう。
- (8) 「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のため在職のまま本学に派遣される研究員をいう。
- (9) 「共同研究費」とは、共同研究において、民間機関等が負担する研究経費をいい、直接経費及び間接経費からなる。
- (10) 「研究料」とは、民間等共同研究員の受入れに際し、民間機関等が負担する経費をいう。
- (11) 「受託研究」とは、民間機関等から委託を受けて、教員が職務として本学で行う研究をいう。
- (12) 「受託研究費」とは、受託研究において、委託した民間機関等が負担する研究経費をいい、直接経費及び間接経費からなる。
- (13) 「奨学寄附金」とは、本学の教育研究を奨励するための民間機関等からの寄附

金をいう。

(14) 「直接経費」とは、外部研究費による研究の遂行上、直接必要となる謝金、旅費、消耗品、設備その他の経費をいう。

(15) 「間接経費」とは、外部研究費による研究の実施に伴い、研究環境の改善や機能の向上など本学の管理運営に必要な経費として本学が使用する経費をいう。

(16) 「内部研究費」とは、外部研究費以外で本学が負担する研究経費をいう。

(適正使用)

第3条 教員は、外部研究費及び内部研究費をそれぞれの研究に必要な経費として適正に使用しなければならない。

第2章 共同研究

(受入基準)

第4条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を来すおそれのないものでなければならない。

(受入条件)

第5条 共同研究は、次の各号に掲げる条件の下に受入れるものとする。

(1) 共同研究の研究期間は、当該年度から5年を超えない範囲の年度末までとし、共同研究契約により定める。ただし、研究遂行上必要と認められる場合は、民間機関等と協議の上、期間を延長することができる。

(2) 共同研究の成果については、共同研究契約に基づき発表又は公表できるものとする。

(3) 共同研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利の帰属、持分割合及び使用等については、民間機関等と協議の上、共同研究契約により定める。

(4) 前号に関して、教員によって生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利については、原則として本学に帰属するものとし、公立大学法人横浜市立大学の発明等に関する規程（以下「発明規程」という。）に基づき手続を行う。

(5) 共同研究は、共同研究契約の締結前には開始できない。

(6) やむを得ない事由があるときは、民間機関等と協議の上、共同研究を中止することができる。

(7) 民間機関等から指定期日までに共同研究費が納付されない場合、本学は、共同研究契約を解除することができる。

2 前項第5号の規定にかかわらず、共同研究費の財源が、国、地方公共団体、独立行政法人その他公益法人である場合は、当該共同研究費の採択決定通知又はこれに準ずる決定により研究を開始することができる。

3 共同研究契約を解除し、又は変更する必要が生じたときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(申込)

第6条 共同研究を申込む場合、民間機関等は、別に定める共同研究申込書を理事長に提出しなければならない。

(共同研究室)

第6条の2 理事長は、民間機関等から申出があり必要と認めるときは、共同研究室等を設置することができる。

2 共同研究室等に関して必要な事項は別に定める。

(受入れの決定)

第7条 理事長は、第6条の共同研究の申込があったときは、その受入れの可否を決定する。

(契約の締結)

第8条 理事長は、前条により共同研究の受入れを決定したときは、民間機関等との間に共同研究契約を締結する。この場合においては、契約条文等について民間機関等と十分に協議しなければならない。

(共同研究費)

第9条 民間機関等は、次の各号に定めるところにより共同研究費を負担するものとする。

(1) 共同研究Ⅰにあつては、全額。ただし、民間機関等が横浜市内に事業所を置く中小企業であつて、優れた研究成果が期待できる場合は、本学が予算の範囲内で75万円を上限に直接経費の2分の1以内を負担する。

(2) 共同研究Ⅱ及び共同研究Ⅲにあつては、全額

(3) 共同研究Ⅳにあつては、役割分担に応じた必要な額

2 共同研究に係る間接経費は、直接経費の30%相当額とする。ただし、民間機関等と協議の上、別に定めることができるものとする。

3 共同研究の完了又は中止により、共同研究費に不用が生じた場合は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を民間機関等からの求めにより返還することができる。

4 研究期間の延長により共同研究費に不足が生じるおそれが発生した場合、不足する共同研究費の負担については、民間機関等と協議の上、決定するものとする。

5 共同研究費については、本学が経理する。

(研究料)

第10条 共同研究Ⅰ及び共同研究Ⅱについては、民間等共同研究員の受入れにあたり、民間機関等から研究料を徴収する。

2 前項の研究料の額その他の取扱は、公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程の別表に定める特別研究学生の額を準用する。

(設備等の取扱)

第11条 共同研究費により取得した施設・設備（以下「設備等」という。）は、本学に帰属する。ただし、民間機関等が、国、地方公共団体、独立行政法人その他公益法人の場合でこれにより難い場合は、協議の上、その取扱を別に定めるものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合は、民間機関等の所有する設備を無償で受入れ使用することができるものとする。この場合において、搬入及び搬出に要する経費は民間機関等の負担とする。

3 共同研究の遂行上、民間機関等の所有する設備を使用することが必要な場合であつて、当該設備を本学に搬入することが困難であるときは、研究上必要な範囲で当

該設備が所在する民間機関等の施設において研究を行うことができる。この場合において、教員が当該施設において研究を行うときは出張の扱いとする。

- 4 共同研究を完了し、又は中止したときは、第2項の規定により民間機関等から受入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で民間機関等に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は民間機関等の負担とする。

第3章 受託研究

(受入基準)

第12条 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を来すおそれのないものでなければならない。

(受入条件)

第13条 受託研究は、次の各号に掲げる条件の下に受入れるものとする。

- (1) 受託研究の研究期間は、当該年度から5年を超えない範囲の年度末までとし、受託研究契約により定める。ただし、研究遂行上必要と認められる場合は、民間機関等と協議の上、期間を延長することができる。
- (2) 受託研究の成果については、受託研究契約に基づき発表又は公表できるものとする。
- (3) 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利の帰属、持分割合及び使用等については、民間機関等と協議の上、受託研究契約により定める。
- (4) 前号に関して、教員によって生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利については、原則として本学に帰属するものとし、発明規程に基づき手続を行う。
- (5) 受託研究は、受託研究契約の締結前には開始できない。
- (6) やむを得ない事由があるときは、民間機関等と協議の上、受託研究を中止することができる。
- (7) 民間機関等から指定期日までに受託研究費が納付されない場合、本学は、受託研究契約を解除することができる。

- 2 前項第5号の規定にかかわらず、受託研究費の財源が、国、地方公共団体、独立行政法人その他公益法人である場合は、当該受託研究費の採択決定通知又はこれに準ずる決定により研究を開始することができる。

- 3 受託研究契約を解除し、又は変更する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(申込)

第14条 受託研究を申込む場合、民間機関等は、別に定める受託研究申込書を理事長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第15条 理事長は、前条の受託研究の申込があったときは、受入れの可否を決定する。

(契約の締結)

第16条 理事長は、前条により受託研究の受入れを決定したときは、民間機関等との間に受託研究契約を締結する。この場合においては、契約条文等について民間機関等と十分に協議しなければならない。

(受託研究費)

第17条 民間機関等は、受託研究費を負担するものとする。

- 2 受託研究に係る間接経費は、直接経費の30%相当額とする。ただし、民間機関等と協議の上、別に定めることができるものとする。
- 3 受託研究の完了又は中止により、受託研究費に不用が生じた場合は、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を民間機関等からの求めにより返還することができる。
- 4 研究期間の延長により受託研究費に不足が生じるおそれが発生した場合、不足する受託研究費の負担については、民間機関等と協議の上、決定するものとする。
- 5 受託研究費については、本学が経理する。

(設備等の取扱)

第18条 受託研究費により取得した設備等は、本学に帰属する。ただし、民間機関等が、国、地方公共団体、独立行政法人その他公益法人の場合でこれにより難い場合は、協議の上、その取扱を別に定めるものとする。

- 2 受託研究の遂行上必要な場合は、民間機関等の所有する設備を無償で受入れ使用することができるものとする。この場合において、搬入及び搬出に要する経費は民間機関等が負担する。
- 3 受託研究の遂行上、民間機関等の所有する設備を使用することが必要な場合であって、当該設備を本学に搬入することが困難であるときは、研究上必要な範囲で当該設備が所在する民間機関等の施設において研究を行うことができる。この場合において、教員が当該施設において研究を行うときは出張の扱いとする。
- 4 受託研究を完了し、又は中止したときは、第2項の規定により民間機関等から受入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で民間機関等に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は民間機関等の負担とする。

第4章 奨学寄附金

(受入基準)

第19条 奨学寄附金は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、その充実・発展のために受入れることができる。

(受入条件)

第20条 奨学寄附金は、次の各号に掲げる条件の下に受入れるものとする。

- (1) 奨学寄附金による研究の研究期間は、原則として当該年度から5年を超えない範囲の年度末までの間で定めることができる。
- (2) 奨学寄附金による研究の成果は、原則として発表又は公表できるものとする。
- (3) 奨学寄附金の使途について民間機関等は、検査することができない。
- (4) 奨学寄附金による研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利は、原則として本学に帰属するものとし、発明規程に基づき手続を行う。
- (5) 奨学寄附金による研究は、寄附金の納付前には開始できない。
- (6) やむを得ない事由があるときは、奨学寄附金による研究を中止することができる。

(7) 民間機関等から指定期日までに寄附金が納付されない場合、本学は、奨学寄附金の受入れを解除することができる。

2 奨学寄附金の受入れを解除し、又は受入内容を変更する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(申込)

第21条 奨学寄附金を申込む場合、民間機関等は、別に定める奨学寄附金申込書を理事長に提出しなければならない。

(産官学協力講座)

第21条の2 理事長は、民間機関等から申出があり必要と認めるときは、産官学協力講座を設置することができる。

2 産官学協力講座に関して必要な事項は別に定める。

(受入れの決定)

第22条 理事長は、第21条の奨学寄附金の申込があったときは、受入れの可否を決定する。

(受入承諾通知)

第23条 理事長は、前条により奨学寄附金の受入れを決定したときは、民間機関等からの求めに応じて別に定める受入承諾通知書により通知する。

(奨学寄附金)

第24条 奨学寄附金は、本学の教育研究を奨励するための経費として使用する。

2 奨学寄附金に係る間接経費は、奨学寄附金の10%相当額とする。

3 奨学寄附金は原則として返還しない。ただし、特別な理由により民間機関等に返還する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

4 奨学寄附金については、本学が経理する。

(研究助成金)

第25条 教員が民間の研究助成団体等から助成金又は公募による寄附金（以下「研究助成金」という。）を受け、職務として当該研究助成金による研究を行う場合、研究助成団体等又は教員は、当該研究助成金を本学に寄附するものとする。

2 第20条第1項第5号の規定にかかわらず、研究助成金については、当該研究助成金の採択決定通知又はこれに準ずる決定により研究を開始することができる。

3 前条第2項の規定にかかわらず、研究助成金の募集要項等に別の定めがあるときは、それに従うものとする。

(設備等の取扱)

第26条 奨学寄附金により取得した設備等は、本学に帰属し、無償で民間機関等に譲渡することはできない。

第5章 外部研究費

(受入決定通知)

第27条 理事長は、第7条、第15条及び第22条の受入れを決定したときは、教員に対し別に定める受入決定通知書により通知する。

(研究計画)

第28条 教員は、前条の通知があったときは、別に定める様式により研究計画を理事長に提出しなければならない。

(研究計画の変更)

第29条 教員は、前条の研究計画を大幅に変更する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(執行)

第30条 外部研究費の執行については、公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）及び公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する要綱第5条第1項に定める横浜市立大学研究費執行マニュアル（以下「研究費執行マニュアル」という。）等に基づくものとする。

2 外部研究費の執行にあたり、会計規則及び研究費執行マニュアルその他関係する規程等に抵触する重大な違反があった場合、理事長は、教員に対し当該外部研究費による研究の中止を命じ、当該外部研究費の全部又は一部を民間機関等へ返還するものとする。

(研究の完了)

第31条 教員は、外部研究費による研究が完了した後3月以内に、別に定める様式により研究成果報告を作成し、理事長に提出しなければならない。ただし、奨学寄附金による研究については、民間機関等からの求めがない場合には研究成果報告の作成を省略することができる。

第6章 内部研究費

(配分の条件)

第32条 内部研究費については、次の各号に掲げる条件の下、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第3条第2項に定める教員（以下この章において同じ。）に配分するものとする。

- (1) 教員からの申請に基づき予算の範囲内で配分する。
- (2) 内部研究費による研究の研究期間は、当該年度末までとする。
- (3) 内部研究費による研究の成果は、原則として発表又は公表できるものとする。
- (4) 内部研究費による研究の結果生じた特許権、実用新案権及び意匠権等の権利は、本学に帰属するものとし、発明規程に基づき手続を行う。
- (5) 内部研究費による研究は、内部研究費の配分前には開始できない。
- (6) やむを得ない事由があるときは、内部研究費による研究を中止することができる。

(申請)

第33条 教員は、内部研究費の申請にあたっては、別に定める様式により研究計画を理事長に提出しなければならない。

(配分の決定)

第34条 理事長は、前条の内部研究費の申請があった場合、配分の可否を決定する。

(決定通知)

第35条 理事長は、前条により内部研究費の配分を決定したときは、教員に対し別に

定める決定通知書により通知する。

(内部研究費)

第36条 教員は、内部研究費による研究の完了又は中止により内部研究費に不用が生じたときは、不用となった額を理事長に返還しなければならない。

2 内部研究費については、本学が経理する。

(設備等の取扱)

第37条 内部研究費により取得した設備等は、本学に帰属する。

(研究計画の変更)

第38条 教員は、第33条の研究計画を大幅に変更する必要があるときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(執行)

第39条 内部研究費の執行については、会計規則及び研究費執行マニュアル等に基づくものとする。

2 内部研究費の執行にあたり、会計規則及び研究費執行マニュアルその他関係する規程等に抵触する重大な違反があった場合、理事長は、教員に対し当該内部研究費による研究の中止を命じ、当該内部研究費の全部又は一部を返還させるものとする。

(研究の完了)

第40条 教員は、内部研究費による研究が完了した後3月以内に、別に定める研究成果報告書を理事長に提出しなければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第41条 この規程の実施にあたり必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(様式)

- 2 第13号様式の1及び第13号様式の2を追加

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第56号）

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第40号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第24号）

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の第9条第2項又は第17条第2項の規定は、施行日以降に研究期間が開始される共同研究又は受託研究に適用する。
- 3 前項に規定するもののほか、施行日の前日までに研究期間が開始された共同研究又は受託研究のうち、研究期間の延長等により共同研究費又は受託研究費を変更する必要が生じ、締結している契約を施行日以降に初めて変更する場合については、原則として改正後の第9条第2項又は第17条第2項の規程は適用せず、なお従前の例による。
- 4 前3項の規定にかかわらず、改正後の第9条第2項の規定の適用については、当分の間、「直接経費の30%相当額」とあるのを「直接経費の20%相当額」と読み替えるものとする。